



御 監 第 40 号
令和 2 年 6 月 26 日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加藤 英 男
御前崎市監査委員 大澤 博 克

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市文化協会)

御前崎市監査委員

令和2年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

御前崎市文化協会及び所管課(社会教育課)

3 監査の範囲

令和元年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、御前崎市文化協会及び所管課(社会教育課)より提出された監査資料や関係書類等に基づき、補助金交付手続き、会計経理及び補助対象事業等の執行状況について、それぞれの責任者及び担当者から説明を求め監査を実施した。

5 監査の期日

令和2年6月8日(月)

6 監査の結果

(1) 御前崎市文化協会の概要

① 事務所の所在地

御前崎市教育委員会 御前崎市池新田 5585 番地

② 組織(令和2年5月7日現在)

役員は、会長1名、副会長3名、会計1名、会計補助1名、監事2名、庶務1名の合計9名である。

専門部は44部で、会員は797名在籍している。

所管課は社会教育課である。

(2) 補助金の交付状況

令和元年度文化協会補助金は、総額2,000,000円が交付決定され、一般会計10款(教育費)6項(社会教育費)2目(芸術文化費)19節(負担金補助及び交付金)より2回に分けて交付されている。

これらの補助金は、文化活動や講習会及び研究発表会(チャリティー文化展、文化協会作品展、わくわく文化講座)、御前崎市文化祭、文化活動に関する調査研究及び指導に係る経費など、文化振興のために活用されている。

(3) 経理事務について

市からの補助金は確実に収納され、事業に係る経費はその目的に従って行われており、おおむね適正に処理されていた。

補助金に係る収入及び支出事務について、伝票の起票の仕方や、会計管理上の責任体制等の見直しが必要である。

(4) 総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げている。なお、今後の事務事業の運営については、特に下記の点に留意されたい。

【文化協会】

平成16年4月1日に御前崎市文化協会が設立され、広く文化の振興を図り、会員相互の交流を深めながら、明るく豊かなうらおいのある文化活動の向上を図ることを目的に活動しています。

若い世代の方が加入されないことや、高齢化等により会員の減少が進んでいることに苦慮されているとのことですが、生涯学習の観点から、時代に合った新たな会員の掘り起こしを図り、文化面での地域の元気、人づくり、文化の継承・発展に取り組んでください。

庶務給与や役員費などの経費については、歳出根拠を明確にするため、会則などの規約に規定されるべきと考えますが、検討してください。

経理事務において、入出金を行う時は、その意思決定に係る責任の所在を明確にするため、歳入歳出伝票を起票し、会計責任者の決裁を求めなければならないと考えますが、改めて会計管理上の責任体制等を見直し、交付の趣旨を損なう事のないよう予算執行をお願いします。

【所管課】

市の厳しい財政状況を踏まえ、交付金の交付事務に当たっては、交付要綱に定められた手続きにより適正に執行してください。また、活動状況を把握し、交付申請書、実績報告書等の内容を慎重に審査することにより、交付金の必要性や有効に活用されているかどうか検証してください。

所管団体について、会則には、理事会は事業を推進するための決議機関であり執行機関であると明記されていますので、理事会で決定されたことは議事録等で残すよう指導をお願いします。また、事務局及び経理事務等に関して、歳出根拠等を明らかにしておく必要があると考えますので、早期に適正な規約等の整備に努めるよう指導してください。